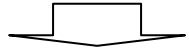


平成22年度 健康保険組合連合会 事業計画【概要】

政治・経済の 情勢認識	○ 新政権下における政局運営
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府主導による政策決定プロセス （各省政策会議 ⇒ 大臣チーム（政策案策定） ⇒ 閣議（政策決定）） ・ 高齢者医療制度の見直しの本格化 （現行高齢者医療制度の廃止、地域保険としての一元的運用）
	○ 低迷を続ける経済情勢
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母体、事業主の厳しい経営実態がもたらす保険料収入の減少 （H21年度において対予算比約1,500億円の保険料収入減）



健保連の 基本方針	○ 医療制度改革に対する的確な対応
	○ セーフティネット機能の強化
	○ 情報発信力の強化（「ものを言う健保連」⇒ 存在意義のアピール）
	○ さらなる保険者機能強化による健保組合の存在意義の明確化

【最重点事業項目】

事業項目	事業内容	担当部
1. 医療保険制度に関する 政策課題への対応	1) 協会けんぽへの国庫負担「肩代わり」の阻止 2) 高齢者医療制度の再構築 3) 財政調整・一元化の阻止 4) 健保組合に対する国の財政支援の継続・拡大 5) 健保組合方式の推進と健保組合の財政基盤の強化	企画部 組合支援 事業部
2. セーフティネット 機能の強化	1) H23以降の交付金交付事業の見直し （交付基準等並びに基本調整保険料率の見直し） 2) ブロック別説明会の開催による理解活動の展開	組合支援 事業部
3. IT化の推進による保 険者機能強化支援と情 報発信力の強化	1) 「健保組合IT基本構想」に基づく「データ分析事業」の本格 実施による保険者機能強化支援と情報発信力の強化 2) レセプトオンライン化への対応（「レセプト情報管理システム （拡張版）」の導入促進による審査・点検機能の充実とジェネリ ック医薬品の普及促進） 3) 高額医療交付金オンライン申請システムの構築と試行による 業務効率の向上	IT推進部 医療部 組合支援 事業部

【主な継続的事業項目】

事業項目	事業内容	担当部
1. 診療報酬体系の簡素・合 理化と医療費の適正化	1) 医療資源の合理的な配分と効率的な医療提供体制の構築に資 する診療報酬体系の確立を期した活動 2) IT化に対応した簡素で合理的な診療報酬体系の構築に向け た活動 3) 支払基金における業務効率化及び審査の質の向上・充実に向け た取り組みの強化 4) レセプト点検・分析推進事業の実施	医療部
2. 医療提供体制の改革に 向けた活動の強化	1) 「これからの医療提供体制と健保組合の役割（提言）」の実現に 向けた活動などの継続と強化	医療部
3. 特定健診・特定保健指導 への対応	1) 特定健診・特定保健指導の制度改善に向けた対応 2) 特定健診・特定保健指導等疾病予防事業の効率的推進 3) 集合契約の円滑履行への対応と保険者協議会との連携強化 4) 特定保健指導を中心とした保健師等保健指導事業の推進 5) 特定保健指導実践者育成研修会等の開催	保健部
4. 健保連の主張を国民各 層に訴える広報展開	1) 健保組合全国大会決議を基本にすえた新聞意見広告の出稿 2) 健保連の政策活動を周知するための対外広報・対内広報・支援 広報の実施 3) 記者会見、論説委員との意見交換、マスメディア・専門誌各社 への積極的な取材協力を通じた関係強化	広報部
5. 調査研究事業及び 基本統計調査の実施	1) 医療制度改革に対応した調査研究事業の実施（6事業） 2) 健保組合に関する基本統計調査の実施	企画部
6. IT化に向けた対応	1) 医療保険分野のIT化への対応 2) 「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」の利用拡大 3) 健保連イントラネットを通じた情報提供の強化	IT推進部
7. 組織強化の推進と効率 的な事業運営	1) 健保連本部・支部の一層の連携による会員組合との連携の強化 2) 既存事業の見直しと事業の重点的实施 3) 監事による監査の指摘事項への確実な対応 4) 健保連本部事務所のあり方についての検討 5) 大阪中央病院の新運営方針による経営改善策の着実な推進	総務部

以上

【最重点事業項目】**1. 医療保険制度に関する政策課題への対応****(1) 協会けんぽへの国庫負担「肩代わり」の阻止**

政府が22年度予算編成の過程で決定した後期高齢者支援金への総報酬割の導入とそれによる協会けんぽへの国庫負担の肩代わりについては、21年度に引き続き、法案の成立を阻止するために組織をあげた活動を展開していく。

(2) 高齢者医療制度の再構築

連立政権の政策合意にもとづき、政府において後期高齢者医療制度の廃止に向けた検討が開始されたことに対応し、65歳以上を対象に給付費の5割を目途に公費を投入する前期・後期の区別のない制度への再構築を目指した活動を展開する。また、政府は新たな高齢者医療制度を25年度から実施に移す方針であり、当面、現行制度が存続することから、改革までの間、現行制度についても前期高齢者への公費投入等を行うよう求める。税制改革による財源確保の必要性も主張する。

このため、健保連が提案する制度の合理性を裏付ける理論強化、財政分析等を行い、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議、社会保障審議会医療保険部会等で主張するとともに、国民や関係方面に対する広報活動、要請活動を行う。

(3) 財政調整・一元化の阻止

民主党が政権公約で「被用者保険と国民健康保険との段階的統合」「地域としての一元的運用」を掲げていることから、今後の動向を注視しつつ、財政調整・一元化阻止特別委員会の最終報告にもとづいて、国民や関係方面に対する広報活動、要請活動を行い、財政調整・一元化を阻止する。活動にあたっては、日本経団連、連合との連携強化をはかる。

(4) 健保組合に対する国の財政支援の継続・拡大

景気後退による保険料収入の減少、高齢化に伴う医療費の増加等により、健保組合の財政運営は22年度以降も厳しい状況が続くと予想される。健保組合の解散防止等のため、被用者保険運営円滑化推進事業費（いわゆる激変緩和補助金）等、財政的に運営が困難になっている健保組合に対する国の財政支援の継続・拡大を強く要請する。

(5) 健保組合方式の推進と健保組合の財政基盤の強化

財政調整・一元化阻止特別委員会の最終報告や21年度健保組合全国大会の決議で示された健保組合方式推進の方針に沿って、経営者協会への働きかけ、都道府県連合会との連携等により健保組合の設立等を支援するとともに、国民や関係方面に対し健保組合の優れた点を訴える広報活動を行う。また、健保組合の解散防止と財政の安定

化をはかるため、交付金交付事業の見直しを行い、健保組合間のセーフティネット機能を強化する。

2. セーフティネット機能の強化

(1) 22年度交付金交付事業について

① 高額医療給付に関する交付金（高額医療費への対応）

本年度は、交付対象範囲を見直すとともに、単年度の収入規模（千分の1.0相当）以内の交付とするため、交付率を乗じる。

② 財政窮迫組合に対する交付金（財政窮迫組合への対応）

本年度は、現行の交付基準の考え方を基本とし、引き続き健保組合への財政支援を実施する。

協会けんぽの保険料率が引き上げられ、給付費等臨時補助金の助成基準が見直された場合には、役割分担の趣旨に沿って交付基準を見直す。ただし、交付対象となくなった健保組合に対する22年度限りの特例措置をとることについては国と協議する。

③ 高齢者納付金等の負担を軽減する交付金

本年度は、現行の交付基準の考え方を基本とし、引き続き高齢者納付金等の負担が過重な健保組合への財政支援を実施する。

協会けんぽの保険料率が引き上げられ、給付費等臨時補助金の助成基準見直しに伴い、財政窮迫組合交付金の保険料率基準が見直された場合には、保険料率基準（「組合平均値＋一定率」）の上限（現行82%）を見直す。ただし、見直しによる健保組合への影響を考慮して、22年度に限り、見直し前の上限82%を適用する経過措置をとる。

④ 緊急支援交付金

20年度、21年度に単年度の臨時事業として実施した「緊急支援交付金」事業について、解散抑止に一定の効果を上げ、健保組合からの期待が大きいことから、基本事業として22年度も引き続き実施する。

また、資産基準を実質的に緩和し、交付対象組合を拡大するとともに、交付を受けた健保組合が交付金の全額返還により財政状況が急速に悪化する等のリスクを軽減する。

(2) 23年度以降の交付金交付事業の見直し

制度の改革が実現するまでの間の、交付金交付事業の見直しの方向性

- ① 現在の交付金交付事業について、名称を含め、事業の枠組みを再構築する。
 - ② 各交付金の交付基準等について、22年度交付金交付事業見直し内容や、高齢者医療制度見直しの検討状況、協会けんぽの保険料率の引き上げなどを十分に踏まえ、見直しを行う。保険料率基準の水準等、交付対象の適正なあり方については、交付を受けていない健保組合の財政状況等も含めて十分に考慮し、具体案を22年度に提示する。
 - ③ 事業の大幅な収支不足や、健保組合の財政がさらに悪化する懸念が高いことから、協会けんぽの保険料率引き上げが健保組合の運営に与える影響を十分に勘案したうえで、基本調整保険料率（千分の1.2）のうち、本事業分（千分の0.2）の引き上げを提案せざるを得ない。基本調整保険料率の引き上げ幅については、単年度収入規模に応じた交付事業とすることを前提とし、事業の中期的な財政バランスも考慮しながら、22年度に具体案を提示する。
- (3) ブロック別説明会の開催による理解活動の展開
- 上記見直しの推進にあたり、ブロック別等の説明会を開催し、見直しの趣旨、内容等に関する健保組合の理解の促進に努める。

3. IT化の推進による保険者機能強化支援と情報発信力の強化

(1) 「健保組合IT基本構想」に基づく「データ分析事業」の本格実施

21年度において、同事業の本格実施を視野に、データ分析の有効性と活用、健保組合にフィードバックするデータ分析結果の内容等を明らかにするための検討を行うとともに、全健保組合がレセプト、特定健診・特定保健指導の結果データを健保連に提供してもらうための環境整備を進めている。

全健保組合からこれらのデータを提供してもらう環境整備が整うことを前提に、本年度においては、下記の事項を精力的に推進することとする。

- ① 本事業を本格実施するため、全健保組合にレセプト、特定健診・特定保健指導の結果データの提供を求める。また23年度のレセプト原則オンライン化に向けて、22年度は過渡期の段階にあるため、未整備の組合については、拡張版レセプト情報管理システムの導入を待つ順次レセプトデータの提供を求めることとする。
- ② 全健保組合の「データ分析事業」への参画に向けて、都道府県連合会の協力のもとに、同事業内容の説明を引き続き実施する。
- ③ 全健保組合からのレセプト、特定健診・特定保健指導結果データをもとに制度政策提言への分析データの活用を図るとともに、これらの分析結果をデータ提供組合

ならびに都道府県連合会に対してフィードバックする。

(2) レセプトオンライン化等への対応

- ① 「レセプト情報管理システム（拡張版）」未導入組合に対する導入促進活動の徹底
健保組合が「レセプト原則オンライン化」に向けて円滑に対応できるよう、「レセプト情報管理システム（拡張版）」未導入組合に対する導入促進活動を徹底するとともに、同システム導入が困難な組合に対し具体的対応策を講じることとする。

- ② レセプトの電子化・オンライン化を通じた業務効率化促進のための取組み

電子レセプトを効率的に審査・点検し、有意な医療費分析等に活用できるよう、関係団体とも連携・協働を図りつつ、「レセプト様式等の見直し」の実現を期して行政当局に対し強く要請していくこととする。また、23年度から「レセプトデータの全体集計事業」のなかで実施する「再審査等レセプト分析事業」について、イントラネットや機関誌等を通じて全組合に周知徹底するとともに、都道府県連合会とも適宜連携を図りつつ、組合に活用してもらえよう積極的に働きかける。

(3) 高額医療交付金オンライン申請システムの構築

高額医療交付金の申請について、「レセプトオンライン化」を踏まえ、電子データを基本とする申請方式に改めるため、電子データに対応した受付・審査を可能とする「高額医療交付金オンライン申請システム」を構築する。

また、23年4月からの本稼働を円滑に行うため、試行運用を実施するとともにブロック別説明会を開催する。

なお、健保組合側の申請システムについては、21年度において、「レセプト情報管理システム」の拡張などで対応を図ったところである。

【主な継続的事業項目】

1. 診療報酬体系の簡素・合理化と医療費の適正化

(1) 医療資源の合理的な配分と効率的な医療提供体制の構築に資する診療報酬体系の確立を期した活動

医療における資源配分の歪みやムダを是正し、効率的な医療提供体制を構築することによって、患者・国民が安心して納得できる医療を受けられるようにするため、医療保険の財源を適切に配分する診療報酬体系の確立を目指す。こうした観点に立ち、22年度診療報酬改定後における医療提供体制・医療費の状況を検証するとともに、診療報酬体系の簡素・合理化、包括払いの拡充等を重点目標として取り組んでいく。また、引き続き、中医協（検証部会を含む）、社会保障審議会関係部会等の検討状況をフォローしていく。

なお、実現活動にあたっては、中医協の支払側、とくに日本経団連、連合、協会けんぽ等との緊密な連携・協働を図ることとする。

① 急性期入院医療への対応

22年度診療報酬改定で見直されるDPC方式の動向を見極めつつ、更なる包括払いの拡大に向け、蓄積されたデータの分析・評価に基づいて対象病院の基準や診断群分類のあり方、1入院当たり包括評価への移行、包括と出来高の適切な組み合わせ等について検討するよう求める。

② 外来医療への対応

総合的な診療に関する研修を受けた医師を評価するなど、患者を総合的に診ることのできる医師（総合診療医）の確保・普及に向けた取組みを行うよう求める。当面は、22年度改定における措置と実施後の状況を検証し、初・再診料等の基本診療料のあり方、見直しに向けた検討を行う。

③ 医療連携と在宅医療への対応

調査研究事業として実施した「在宅医療のあり方に関する調査研究」（平成19年度）及び「病院の在宅医療支援と地域連携のあり方に関する調査研究」（平成20年度）等の結果も踏まえ、医療機関、訪問看護ステーション等の連携強化と在宅医療推進に向けた方策を検討する。

④ 後発医薬品の使用促進

平成20、21年度における中医協の検証状況を見極めつつ、使用拡大を図るための方策を検討する。そのため、啓発用パンフレット「もっと教えて！ジェネリック医薬品Q&A」（改訂版）のさらなる活用・見直しとともに、イントラネット等

を活用した情報提供に努め、一層の普及促進を図る。

(2) IT化に対応した簡素で合理的な診療報酬体系の構築に向けた活動

診療報酬体系の簡素・合理化に向け、点数の包括化、統廃合、加算等の見直しのほか、個々の診療報酬項目の名称を国民に分かりやすいものとしていくよう、厚生労働省と協議・調整を行う。

(3) 支払基金における業務効率化及び審査の質の向上・充実にに向けた取組みの強化

- ① 21年12月の四者懇談会（健保連、支払基金、協会けんぽ、厚労省）において、支払基金の「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」、「手数料適正化の見直し」の見直し、更には新たに23年度以降を対象期間とするサービス向上と業務効率化のための『新計画』を策定する方針が示されたことを受け、関係委員会等で必要に応じて検討し、業務効率化や審査の質の向上・充実に資するための達成数値目標の設定や電子レセプトに対応した審査体制の構築等を『新計画』の柱の一つとして具体的に盛り込むことを支払基金に要請する。

また、原審査の充実や支部間格差の是正等を通じた審査の質の向上・充実に努めるため、支払基金に対して、組合が必要とするデータの開示を強く要請する。併せて、疑義レセプト事例の集積並びに原審査査定率データや再審査請求データ等の分析結果に基づく問題点の所在を究めるとともに解消を期した検証を進める。

- ② 本会代表の支払基金本部理事及び監事の活動をサポートし、支払基金の運営状況の把握に努める。併せて、支払基金支部幹事会運営の活性化を図るため、保険者代表幹事に対し適宜有益な情報提供を行うとともに、「支払基金支部幹事会保険者代表幹事全国会議」を開催する。

(4) レセプト点検・分析推進事業の推進

本部及び都道府県連合会にレセプト専任・登録指導員を設置し、組合におけるレセプト点検業務を支援・推進する。併せて、本部主催でレセプト点検・分析に関する研修会の開催や各都道府県連合会のレセプト専任・登録指導員の意見交換会を実施する。そのほか、都道府県連合会等が開催する研修会に本部指導員を派遣するなど、有意なサポート活動を展開する。

(5) その他

- ① 介護報酬については、24年の診療報酬・介護報酬の同時改定を視野に入れ、調査・研究事業を行うとともに、介護保険関係の審議会等の状況をフォローする。
- ② 療養費については、柔道整復療養費、鍼灸療養費等に関して、引き続き支給の適正化を期した情報提供や健保組合からの問い合わせ対応に努める。さらに、療養費

全般の課題・問題点等を改めて検証していくほか、支払基金等関係団体の動向も注視しつつ、厚生労働省に対して要望している柔道整復療養費の適正化に向けた事項の実現に向けた活動を展開する。

2. 医療提供体制の改革に向けた活動の強化

(1) 「これからの医療提供体制と健保組合の役割（提言）」の実現に向けた活動などの継続と強化

- ① 医療機関の機能分化と連携強化によって、患者中心の効率的で効果的な医療提供体制を構築することを求めた上記提言を実現するための活動を継続、強化する。とくに、患者を総合的に診る医師（総合診療医）の養成と普及・定着を図るため、関係審議会等において、医学部教育・医師臨床研修の改善等を求める。
- ② 都道府県における医療計画、地域医療再生計画の策定・進捗状況や協会けんぽの活動状況を把握し、健保組合代表の医療審議会委員等と情報交換・提供するなど、その活動を支援する。
- ③ 国の審議会の動向や診療報酬対策委員会の審議状況を見極めつつ、医療提供体制の検討WGにおいて検討すべきテーマが提示された際には、適宜開催して検討を進めていくこととする。

3. 患者中心の医療の実現

(1) けんぽれん病院情報「ぼすびたる！」のリニューアル効果の検証及び医療情報提供の拡大と掲載内容の充実

- ① 「ぼすびたる！」で情報を提供している病院（登録病院）数は約3,500で全病院の4割を超え、一日平均のアクセス数は約7,000件に達しているが、今後とも未登録病院に対する情報提供依頼を継続し、更なる充実・拡大に努める。

本サイトは、「疾患名」のほか「検査」「手術」「治療」などからの病院検索が可能なことなど、便利な機能と豊富な情報を備えており、被保険者や家族など利用者の目線に立って、引き続き適切な医療情報の提供に努める。

平成15年10月のオープン以来6年を経過したことに伴い、利便性、操作性にも配慮して平成21年度にWebサイトのリニューアルを実施することとしているが、その効果も見極めつつ、今後の方向性を検討していく。

4. 特定健診・特定保健指導等への対応

(1) 特定健診・特定保健指導の制度改善に向けた対応

- ① 22年度の「特定健康診査等基本指針」の中間見直しにあたり、厚生労働省検討会等の場で、制度の様々な課題、問題点を提起し、その改善を要請する。
- ② 関係機関と特定健診等の円滑運営に向けた協議を逐次行い、協調態勢を強化する。

(2) 特定健診・特定保健指導等疾病予防事業の効率的推進

- ① 特定健診・特定保健指導を含め、疾病予防事業の効率的推進に繋がる各種共同事業（がん検診項目を含めた健診、歯科検診の共同利用契約等）を検討し、漸次実施する。
- ② 特定健診・特定保健指導を中心に保険者機能を発揮し、様々な工夫をしている健保組合の保健事業事例を引き続き収集し、組合方式推進の観点から内外ともに情報発信していく。
- ③ 都道府県連合会が実施する各種保健事業等に対して助成を行う。

(3) 集合契約の円滑履行への対応と保険者協議会との連携強化

- ① 健保連集合契約(A)の拡充及び保険者協議会中央連絡会等を通じた都道府県の集合契約(B)の円滑履行を図る。また、保険者協議会における各保険者間の連帯意識の醸成を促進する。
- ② 集合契約(B)と市町村が行うがん検診との連携、調整を進め利用者の便に供する。
- ③ 保険者協議会代表保険者の業務に伴う健保組合や連合会への各種業務支援を行う。

(4) 特定保健指導を中心とした保健師等保健指導事業の推進

- ① 特定保健指導を中心とした保健師共同設置事業を実施し、各連合会の活動を支援する。
- ② 健保組合及び母体事業所に所属する保健師等への各種情報収集、提供を行う。

(5) 特定保健指導実践者育成研修会等の開催

保健師等専門職を対象に国の定める研修ガイドラインに準拠した特定保健指導実践者育成研修会や健保組合役職員を対象とする健康管理推進研修会を開催する。

5. 健保連の主張を国民各層に訴える広報展開

22年度広報事業は、健保組合全国大会の決議を基本として活動を展開する。ことに65歳以上を対象とし、高齢者と現役世代の保険料に加え、十分な公費を投入した高齢者医療制度の実現をめざす広報展開を行うとともに、保険者の自主性を否定し、保険者機能を阻害する財政調整・一元化問題についてはこれに厳しく対峙する広報展開を行う。

この方針のもとに、「対外広報」、「対内広報」、「支援広報」の3分野における各事業を

実施する。

(1) 対外広報

① 意見広告

11月の健保組合全国大会前後の出稿を中心に行うが、重大な局面では、臨機応変に対応する。日経新聞を中心に全国紙へ重点出稿する。

② テレビCMの放映

土曜朝のテレビ番組「ウェークアップ!ぷらす」が、サラリーマン層向け情報報道系の番組であり、また平均10%台の高い視聴率を得ていることから、同番組の中でCM「おはよう!けんぽれん」(60秒CM)を放送する。CM制作に際しては、制度関連情報、健康・医療情報を中心に作成し放送するとともに、意見広告との連携を考慮に入れた広報を展開する。

テレビCMについては、さらなる効果的なCM方法について検討する。

③ マスメディア等対策

健保連の主張及び健保組合への理解促進を図るため、適宜、記者会見を実施する。また、世論形成に影響力をもつ論説委員との懇談会を開催する。さらにマスメディア、専門誌各社への積極的な取材対応を通して報道機関との関係を強化してゆく。

④ Webサイトの活用

国民の目線に立った情報提供に努める。また他の媒体との連携や効果的なWebサイトへの誘導方法について検討する。

(2) 対内広報

① 機関誌・紙の発行

「健康保険」、「健保ニュース」、「すこやか健保」の3機関誌・紙については、各誌・紙の媒体の特性を踏まえ、健保組合の目線に立っての主張(情報)を発信していく。また3誌・紙の統合、整理について検討する。

② イン트라ネットによる情報提供

国会、審議会、健保連の動きを中心に「情報連絡メモ」の配信の充実強化に努める。

(3) 支援広報

以下の広報媒体物を作成する。

① 健保組合加入者・国会議員向け、事業主向けリーフレットを作成し、健保組合を取り巻く状況や健保組合のメリットについて理解を求める。

② けんぽフォトニュース(年4回発行)

③ 健康強調月間ポスター（10月発行）

6. 組合事業運営の円滑な推進

（1）各種研修会の継続実施

新任常務理事、新任事務長、新任組合職員を中心にそれぞれに相応しいプログラムにより、事業運営にあたっての心構えや基礎的な知識が習得できるよう支援する。また、中堅職員についても実務講座と演習による実践的な知識が習得できるよう支援する。

（2）健保組合実務等に関する相談への対応と情報提供等の支援

組合実務経験者（指導員）による実務支援体制を維持しながら、健保組合の運営や実務に関する照会・相談に対応する。また、都道府県連合会等が開催する実務研修会等への講師派遣依頼に対しても可能な限り対応するほか、都道府県連合会との連携を図り、健保組合の設立相談等にも適切に対応していく。

（3）健保組合実務等に関する書籍等の作成と頒布

健康保険法に関する書籍や健保組合実務に役立つ書籍、健保組合設立を支援する書籍等の作成と頒布

7. 調査研究事業および基本統計調査の実施

（1）医療制度改革に対応した調査研究事業の実施

- ① 制度改革等における諸課題に対応するため、医療保険制度、医療・介護サービスの提供体制、診療報酬体系および健保組合のあり方などについて、下記の調査研究テーマをはじめ、必要な調査研究を医療保障総合政策調査会において検討し、適時・適切に実施する。調査研究の成果は、本会の政策に反映させるなど有効に活用する。

- 1) 就業形態の多様化が健保組合に与える影響等に関する調査研究
- 2) 被用者保険における事業主の役割及び事業主負担の法的根拠に関する調査研究
- 3) 急性期医療の機能細分化と急性期病院のあり方に関する調査研究
- 4) 医療・介護の連携、機能強化に関する調査研究
- 5) 『歯科レセプト』を中心とした審査および点検等業務に関する調査研究
- 6) 病院における診療行為評価分析事業

- ② 先進諸国の医療保障制度に関する調査、国際社会保障協会ならびに諸外国の関係団

体・研究者との交流、外国からの調査団等の受入れ、わが国の医療保障制度や健保組合を紹介する英文パンフレットの作成などの国際活動に取り組む。また、これらの活動を通じて得られた海外の社会保障、医療保障の動向に関する情報を調査研究に活用するほか、機関紙等を通じて健保組合等に提供する。

- ③ 「医療保障年鑑」（仮称）、「健保連海外医療保障」を編集・発行する。「医療保障年鑑」は、医療保険制度の現状や改革の動向等について、各種の基本統計にもとづく分析と解説を加えた内容とし、健保組合の役職員、社会保険実務担当者向けの基礎テキストとして（株）ぎょうせいから出版する。「健保連海外医療保障」は、諸外国の医療保険、医療政策を中心に、介護、雇用対策、少子化対策など社会保障制度全般にわたる諸外国の動向を紹介するとともに、内容の充実化をはかり、議員組合、関係団体等に配布する。

- ④ 図書室に社会保障を中心とする書籍、統計資料等を整備し、内外の閲覧に供する。

（２）健保組合に関する基本統計調査の実施

健保組合の予算、決算、月報などの諸統計を整備するとともに、集計作業の迅速化、各種シミュレーション等の効率化をはかる。

- ① 予算・決算データについては、集計の効率化（エラーチェック機能の修正、改善等）をはかり、健保組合の直近の状況を早期に把握して、制度改革等に向けた基礎データとして活用する。
- ② 「健保組合の現勢」「年齢階級別調査」「事業年報」のほか、適宜実施する各種調査については、電子データ、イントラネットの活用により、一層の迅速化、省力化をはかる。
- ③ 健保組合の事業報告（月報）などの行政への電子報告については、厚労省とも連携・協力し、効率的な運営をはかる。
- ④ 健保組合の財政動向等、必要な推計・分析の迅速な提供に努めるとともに、これらを活用した様々なシミュレーションを行い、健保連の政策に反映させる。

8. IT化等に向けた対応

（１）医療保険分野のIT化への対応

新政権になり、これまで進められてきた社会保障カード、レセプトのオンライン化等、健保組合に影響を及ぼす内容に変更が加えられてきている。このような政府の動

きを注視しつつ、「健保組合共同情報処理センター」の有効活用も視野に、全健保組合がこうした動きに対応できるよう「健保組合 I T 基本構想 2009」をもとに現状に即した展開を図る。

(2) 特定健診・特定保健指導共同情報処理システムの利用拡大の推進

「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」について、利用組合からの要望に基づき、システムの機能追加等機能の向上を行う。また本システムが、本来、事業の共同化の一環として、全組合参加を目指しての事業として位置付けているものであることを踏まえ、都道府県連合会にも協力を呼び掛け、利用組合の拡大を目指す。

(3) 健保連イントラネットを通じた情報提供の強化

健保組合への貴重な情報提供源として定着してきた健保連イントラネットについて、今後も健保組合ならびに都道府県連合会とのコミュニケーション手段として情報の充実を図る。

9. 組織活動の強化

(1) 本・支部連携による組織活動の強化

健保連の本・支部連携による組織活動の強化を図ることとし、次の事項を中心に推進する。

① 健保組合と健保連本・支部との連帯強化へ向けた対応

健保組合、健保連支部と健保連本部とのコミュニケーションの活性化を図るために設置した「本部部長職の地区別担当制」を十分に活用し、迅速な情報の収集・提供と、方針・施策・事業内容の十分な説明に努め、連帯の強化を図る。

② 地域懇談会の開催

本部と各地域の会員組合・健保連支部間の「共通認識を深めるとともに、より緊密な意思疎通を図る」ことを目的に、重点地域を特定して開催する。

③ 都道府県連合会長会議、同事務局長等会議の開催

都道府県連合会長会議及び都道府県連合会事務局長等会議を通じ情報及び意見交換を行い、本部と支部との連携を密にし、十分な意思疎通を図ってより強力かつ的確な組織活動を行う。

④ 都道府県連合会への支援等

各連合会が行う「基本的業務」の遂行に着目した財政支援を引き続き行うとともに、都道府県連合会事務局長等会議に併せ、意見・情報交換会を開催し、事業の事例紹介等を通じ、基本的業務推進の一助とする。

⑤ 情報の共有化とコミュニケーションの強化

イントラネットの活用により、常任理事会、理事会及び各種委員会等の情報を迅速に伝達する。

(2) 健康保険組合全国大会の実施

健康保険組合、健保連の主張を強くアピールするための全国大会を開催し、全組合の総意を結集し、政策・主張を広く訴える。

10. 本部の組織強化と効率的な事業運営の促進

- (1) 会員組合からの期待に応えるために必要となる人材の育成・確保のため、評価制度の定着と職員の資質の向上を目的とした研修を実施する。
- (2) 既存事業の見直しと一層の効率化に努めるとともに、組合のニーズに応じた事業について重点化した取り組みを行う。
- (3) 引き続き監査の指摘事項への迅速かつ着実な対応を図る。

11. 大阪中央病院等の経営改善の強化等

(1) 健保会館の運営の安定化

平成22年12月をもって営業終了となること、「健保会館第2次中期計画」の最終年度であることを踏まえ、営業面、労務面の安定化に努める。

(2) 大阪中央病院の新たな目標達成に向けた経営改善策の推進

「新3ヵ年計画」に基づく初年度である。健診部門の一層の強化と診療部門との密接な連携、診療内容の向上、情報発信の強化により患者確保につなげる。また、周辺医療機関、大阪連合会を中心とする関西地区連合会との連携をさらに強化し、経営改善を図る。

以上